

外部評価結果報告書【令和7年度】

2026 年 3 月 31 日

〒 180-0006
所在地 武蔵野市中町1-34-3-409
評価機関名 株式会社クリップ
認証評価機関番号 機構 02 - 043
電話番号 0422-59-0351
代表者氏名 代表取締役 松田 美幸 印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	林 暢介	経営	H0302059
	②	野田 友子	福祉	H0202088
	③	中村 祐見子	福祉	H1701062
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	八王子児童相談所 一時保護所			
事業所連絡先	〒	193-0931		
	所在地	八王子市台町3-17-30		
事業所代表者氏名	守田 ミドリ			
契約日	2025 年 10 月 24 日			
職員調査票配付日	2025 年 10 月 30 日			
利用者調査実施日	2025 年 12 月 12 日			
アンケート評価結果報告日	2025 年 12 月 29 日			
訪問調査日	2026 年 1 月 7 日			
評価合議日	2026 年 1 月 7 日			
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、オリジナルの資料を用い、説明を行った。 ・利用者調査は調査日の前々日までに入所した児童を対象に、小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施、中学生以上についてはフロアー(教室)などで自記式を行い、個別の質問などに対応できるよう評価者立ち合いのもと実施した。合わせて評価者が見学に入り滞在調査(職員と児童との関りの観察など)も実施しました。 ・訪問調査では、オリジナルの資料を用い、児童調査・職員調査の分析結果を説明、意見交換をしました。 ・合議は、訪問調査終了後、同日に評価者が合議を実施しました。			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

2026 年 3 月 31 日

事業者代表者氏名 守田 ミドリ

1	理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）
	事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述 （関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定） 1) 児童の人権の尊重 2) 安全で安心できる生活 3) 適切な支援の構築 4) 意見表明の尊重 5) 各部門との連携
2	期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）
	（1）職員に求めている人材像や役割 保護を要する児童は、保護者による家庭内での養育が困難な児童のほか、被虐待、家出、不登校、家庭内暴力、非行など難しい問題を抱えた児童も多く含まれているため、これらの児童の養護と援助に当たる職員は、高い専門性を求められている。
	（2）職員に期待すること（職員に持って欲しい使命感） 児童相談所職員に求められる倫理と専門性に基づいて、保護する児童の安全と安心を確保し、最善のサービスを提供する。

調査対象	調査日の前々日(令和7年12月10日)までに入所した児童を対象に実施をしました。
調査方法	小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施、中学生以上についてはフロアー(教室)などで自記式を行い、個別の質問などに対応できるよう評価者立ち合いのもと実施した。合わせて評価者が見学に入り滞り調査(職員と児童との関りの観察など)も実施しました。

利用者総数	52
-------	----

	アンケート	聞き取り	非該当	計
回答者数	37	8	7	52
割合	71%	15%	14%	100%

利用者調査全体のコメント

総合満足度は、“大変満足”7%、“満足”33%、“どちらともいえない”33%、“不満”16%、“大変不満”11%でした。 18問の設問の他に自由記述欄を設けました。 【職員へのメッセージ】では18 件の意見を頂きました。「いつもありがとうございます。大体いつも忙しそうに動き回っているのを見て「大変そうだな」と思うと同時に、感謝もしています。体に気を付けて、これからもお仕事頑張ってください。」など意見がありがとうございました。 【意見や要望】では15件の意見を頂きました。「ほかの子と、運動以外でもコミュニケーションを日常的にしたい。」「面会が、毎度唐突なのはどうかならないかとは思っている。(どうしようもないとわかった上でボヤいている)」などがありがとうございました。

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか (食事の時間は楽しみですか)	25	15	5	0
25名(56%)が“はい”、15名(33%)が“どちらともいえない”、5名(11%)が“いいえ”と回答しています。22件の意見を頂きました。参考となる意見として「どんなのができるかな〜とか、あまり食べたことないのが出たりするので楽しみです。自分が好きなパスタやラーメン、サンドウィッチなどが出るので楽しみだし嬉しいです。」「黙って食べるのはしょうがないことだけど、つまらない。」との意見がありがとうございました。				
2. 食べられるものの広がり (食べたことのないものを食べたり、好きな食べ物ができましたか)	23	11	11	0
23名(52%)が“はい”、11名(24%)が“どちらともいえない”、11名(24%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「海外の料理は食べたことないものばかりで、おもしろい。」「親子丼とお茶漬けを初めて食べて、おいしかったです。」との意見がありがとうございました。				
3. 学習の分かりやすさ (学習は分かりやすくて楽しいですか)	23	12	6	4
23名(51%)が“はい”、12名(27%)が“どちらともいえない”、6名(13%)が“いいえ”と回答しています。17件の意見を頂きました。参考となる意見として「わからないところがあったら、ちゃんと先生に聞けるのでとてもいいです。」「先生もわかりやすくしてくれて、助かってます!」との意見がありがとうございました。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (保護所での、日課に沿った規則正しい生活に慣れましたか)	34	7	2	2
34名(76%)が“はい”、7名(16%)が“どちらともいえない”、2名(4%)が“いいえ”と回答しています。12件の意見を頂きました。参考となる意見として「生活の中でも、規則正しい生活ができて嬉しい!」「もう少し日課をゆるやかにしてほしい。」との意見がありがとうございました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動 など))	34	4	6	1
34名(76%)が“はい”、4名(9%)が“どちらともいえない”、6名(13%)が“いいえ”と回答しています。18件の意見を頂きました。参考となる意見として「運動とか全体学習が楽しい。クリスマスの飾り付けも。」「イベント事とか、少人数で外出したのが楽しかったです。」との意見ががありました。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	35	6	2	2
35名(78%)が“はい”、6名(13%)が“どちらともいえない”、2名(4%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「プライバシー、個人情報を守るため。ほかの人が嫌な思いしないため。」「ルールを守って生活しています。」との意見ががありました。				
7. 病気やけがへの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	33	6	2	4
33名(73%)が“はい”、6名(13%)が“どちらともいえない”、2名(4%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「看護師さんに対応してくれるので、助かってます。」「皮膚が弱いからクリームを塗ってもらった。」との意見ががありました。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール・食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	29	13	3	0
29名(64%)が“はい”、13名(29%)が“どちらともいえない”、3名(7%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「掃除してくれる人や、みなさんも綺麗にしてくれてるので、とても清潔です。」「綺麗なところもあるけど、ちょっと汚いところもある。」との意見ががありました。				
9. 子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子ども同士の関係調整) (子ども同士の関係がうまくいくように(いやなことが起きないように)、職員が対応してくれますか)	34	5	2	4
34名(76%)が“はい”、5名(11%)が“どちらともいえない”、2名(4%)が“いいえ”と回答しています。7件の意見を頂きました。参考となる意見として「自分は平気ですけど、周りがうまくいってないときは、ちゃんと話を聞いたりしてます。」との意見ががありました。				
10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて職員に聞いてもらえそうですか(実際に聞いてもらえていますか))	32	9	1	3
32名(71%)が“はい”、9名(20%)が“どちらともいえない”、1名(2%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「担当の先生とかがちゃんと聞いてくれてます。」「日記に書いて相談するときもあります。」との意見ががありました。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされているか。 (職員は、あなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	31	10	1	3
31名(69%)が“はい”、10名(22%)が“どちらともいえない”、1名(2%)が“いいえ”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「福祉司さんに相談している。」「職員の人も考えてくれると思います。」との意見ががありました。				
12. 将来に向けた支援の成果 (保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	33	6	5	1
33名(73%)が“はい”、6名(13%)が“どちらともいえない”、5名(11%)が“いいえ”と回答しています。10件の意見を頂きました。参考となる意見として「自分の気持ちを先生に言うようになった。」「正しい生活ができるようになった。」との意見ががありました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (子どもの権利について、わかりやすく説明を受けましたか)	28	9	5	3
28名(62%)が“はい”、9名(20%)が“どちらともいえない”、5名(11%)が“いいえ”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「やさしく説明してくれました。」「学習の先生が言った。」との意見ががありました。				
14. 子どもの気持ちを尊重した対応がされているか (保護所の生活で、あなたの意見や気持ちを言いやすいと感じますか。)	24	12	9	0
24名(53%)が“はい”、12名(27%)が“どちらともいえない”、9名(20%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「みんなちゃんと聞いてくれます。」「福祉司さんか心理司さんにしか言えない。」との意見ががありました。				
15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」は保護所の中できちんと守られていますか)	36	5	0	4
36名(80%)が“はい”、5名(11%)が“どちらともいえない”と回答しています。7件の意見を頂きました。参考となる意見として「個人情報とか守れてます。」「特に先生たちがしてくれます。」との意見ががありました。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあったとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか))	28	8	8	1
28名(62%)が“はい”、8名(18%)が“どちらともいえない”、8名(18%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「生活の中でも、しっかり生活のルールを教えてください。」「日記で話しています。」との意見ががありました。				
17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとかしてほしいなあと思ったこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	34	9	0	2
34名(76%)が“はい”、9名(20%)が“どちらともいえない”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「「何がいいんだろう？」とかを考えてくれたり、「何ができるかな？」とかを一緒に話したりします。」との意見ががありました。				
18. 信頼できる職員か (職員か職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	34	9	0	2
34名(76%)が“はい”、9名(20%)が“どちらともいえない”と回答しています。11件の意見を頂きました。参考となる意見として「やさしい声で教えてください。」「ちゃんと接してくれます。」との意見ががありました。				

Ⅰ 組織マネジメント項目(カテゴリー1～5、7)

カテゴリー1 リーダーシップと意思決定

サブカテゴリー1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 1-1-1

一時保護所が目指していること(理念・基本方針)を明確化・周知している

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)

評価項目 1-1-2

管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている

○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は、自らの役割と責任を職員に伝えている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している

評価項目 1-1-3

重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している

カテゴリー1の講評

令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー1の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

令和6年度は、児童の生命と安全を最優先とする基本姿勢のもと、虐待通告受理後の緊急受理会議の開催や48時間以内の安全確認、一時保護、立入調査等を、法令および所内ルールに基づき組織的に実施しました。重篤な虐待事案については、管理職が進行管理に関与し、児童福祉審議会への諮問や家庭裁判所への申立てを含め、迅速かつ適切な意思決定に努めてきました。一時保護所の定員超過や保護期間の長期化といった厳しい状況においても、組織として判断の優先順位を整理し、着実に対応を進めてきたところです。

令和7年度は、引き続き管理職が意思決定の要として役割を果たし、判断の背景や考え方を職員間で丁寧に共有することで、現場職員が共通理解のもと主体的に行動できる体制の強化を図り、組織全体としての対応力向上を目指していきます。

「管理職が意思決定の要となり、判断の背景や考え方を職員間で丁寧に共有する」に着目し、職員・経営層自己評価結果を以下の通り、整理しました。

職員アンケートでは、「理念や基本方針の理解を深める取組」について“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上が100%である一方、主任・主事68%、非常勤40%にとどまり、職位間で認識の差が見られました。また、「管理・監督職が役割と責任に基づいて行動しているか」については、課長代理以上100%、主任・主事76%、非常勤53%となり、管理職への期待として「必要な仕事をしてくれる」「管理職や心理職の増員を望む」との声がありました。経営層は、一時保護所運営の手引き配布や新任職員へのオリエンテーションを実施するとともに、管理・監督職間で定期的に運営を協議し、役割と責任を意識した意見交換を行っています。

上記結果を踏まえたカテゴリー1の講評は以下の通りです。

月1回開催している全職員が参加する全体会議において、都における全児童相談所共通の動向や所としての決定事項等を管理監督職から説明し、職員への周知を図っています。施設の老朽化に伴う清瀬建替促進施設への移転は急に決まった話であったため、所内において一時期混乱が生じ、同時期に本アンケートを実施したため、結果に表れていると考えられます。一方、課長代理以上の肯定的回答が高い背景には、職責意識への良い影響があると考えられ、また可能な限り意見を運営に反映していることも好材料と言えます。課長代理は職員育成の責任も担い、まとめ役として尽力しています。

カテゴリー2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる
評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
評価項目 2-2-2		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
○	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
○	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
○	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている
評価項目 2-2-3		
地域の関係機関との連携を図っている		
○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている

カテゴリー2の講評

令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー2の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

令和6年度は、児童福祉法や児童虐待防止法をはじめとする関係法令を遵守し、児童・保護者・関係機関に対する説明責任を常に意識した運営に努めました。苦情や第三者委員への相談については、その内容を真摯に受け止め、迅速に対応するとともに、支援内容や業務運営の改善に活かしてきました。また、情報セキュリティの徹底、コンプライアンス研修の実施、安全衛生委員会の開催等を通じて、公的機関としての信頼性の確保にも取り組みました。

令和7年度は、これらの取組を継続しながら、より一層透明性の高い運営を意識し、関係機関や地域から信頼される児童相談所としての役割を着実に果たしていくことを目指します。

「関係機関や地域から信頼される児童相談所としての役割を着実に果たしていく」に着目し、職員・経営層自己評価結果を以下の通り、整理しました。

職員アンケートでは、「地域社会に一時保護所に関する情報を提供している」との設問に対し、“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上40%、主任・主事68%、非常勤47%となり、職位による認識の違いが見られました。一方で職員からは、「子どもたちが外部からの刺激を受けずに落ち着いて過ごせる」「子ども自身に課題がある場合、自分のことに集中し振り返ることができる場になっている」といった好意的な意見が寄せられています。経営層としては、「児童相談所のしおり」の配布等を通じ、一時保護を含む児童相談所の役割や事業内容について、地域への周知に取り組んでいます。

上記結果を踏まえたカテゴリー2の講評は以下の通りです。

子ども家庭支援センターの見学や警察による視察については積極的に受け入れており、関係機関との相互理解を深める機会としています。今年度からは新たに、「ネットリテラシー」や「危険ドラッグ」をテーマとした警察署による出前講座を実施し、警察との連携を深めました。近隣とは良好な関係を保っていますが、夜間に警察が児童を同行して来所するケースや、児童が無断外出してしまうリスクもあり、安全確保と地域理解の両立が重要な課題となっています。

カテゴリー3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1

児童の意向(意見・要望・苦情)を多様な方法で把握し、迅速に対応している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所(相談部門)と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることをわかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司等に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している

評価項目 3-1-2

児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	『把握した児童の意向を援助技術向上や一時保護所運営の質の向上につなげること』に取り組んでいることが確認できる

評価項目 3-1-3		
地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している		
○×欄	標準項目	
○	1	福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている
カテゴリー3の講評		
令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー3の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。 令和6年度は、子どもアンケートや個別面接、第三者委員への相談等を通じて、児童一人ひとりの意見や思いの把握に努め、生活日課や支援内容の見直し・改善に反映してきました。また、子ども家庭支援センター、医療機関、警察、学校、児童福祉施設等との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークによる支援を推進しました。さらに、里親支援や養育家庭委託の促進、普及啓発活動にも継続的に取り組み、地域全体で児童を支える体制づくりを進めてきました。 令和7年度は、児童の意見表明の機会を一層充実させ、把握した意向をよりの確に支援へ反映できるよう工夫を重ねるとともに、地域関係機関との連携をさらに深め、持続可能な支援体制の構築を進めていきます。		
「児童の意見表明の機会をさらに充実」に着目し、職員・経営層・自己評価と子どもアンケート結果の関連項目をピックアップしました。 職員アンケートでは、「児童一人ひとりの意見・要望・苦情の解決に取り組んでいる」との設問に対し、“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上が100%、主任・主事84%、非常勤80%と全体的に高い水準となりました。職員からは、「ここは大人が児童の話をきちんと聞いてくれると思える場所になっている」との意見が寄せられています。経営層としては、毎月「子どもアンケート」を実施し、課長・課長代理が必要な対応を行うとともに、結果の概要を全職員に周知し、管理職・監督職の連絡会で共有しています。一方、子どもアンケートでは「自分の意見や気持ちを言いやすい」と回答した児童は53%にとどまり、「みんな聞いてくれる」「先生による」との声もあり、職員による関わり方の差が課題として示されています。		
上記結果を踏まえたカテゴリー3の講評は以下の通りです。 子どもへのアンケートは毎月実施しており、児童の意見や思いを継続的に把握する機会としています。また、第三者委員は月2回来所し、意見聴取や相談対応を行っており、保護所によってはアドボケイトを導入するなど、子どもの声を代弁する体制づくりも進められています。年度後半は子ども会議を実施して、子ども達の自主性を引き出す取組も進めています。業務が立て込む中でも、職員は夜勤明けの時間を活用して個別に子どもの話を聞くなど、できる範囲で対応しています。清瀬は個室中心であることから、今後は一人ひとりの状況に応じた個別支援をより行いやすい環境となることが期待されています。		

カテゴリー4 計画の策定と着実な実行

サブカテゴリー1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価項目 4-1-1

取り組み期間に応じた課題・計画を策定(協力)している

○×欄	標準項目	
○	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
○	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的(担当者・スケジュールの策定など)に取り組んでいる

評価項目 4-1-2

多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている(全体会での次年度計画の検討など)
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている(会議での次年度計画の検討など)
○	3	計画は、サービスの現状(児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など)を踏まえて策定している
○	4	計画は、想定されるリスク(児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など)を踏まえて策定している

評価項目 4-1-3

着実な計画の実行に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進に当たり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し(半月・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

評価項目 4-2-1

児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる

カテゴリー4の講評

令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー4の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

令和6年度は、年度当初に設定した業務目標に基づき、虐待対応力の強化や専門機能の向上、一時保護機能の充実等について計画的に取り組めました。ブロック会議や援助方針会議等の会議体を通じて進行管理を行い、業務の進捗状況や事案の特性に応じて方針の見直しを行うなど、柔軟な対応に努めてきました。また、一時保護所の仮設移転や将来的な体制整備を見据えた準備についても、段階的に進めてきたところです。

令和7年度は、現場の実情を十分に踏まえた実行可能な計画運営を行うとともに、進捗確認と振り返りを継続し、状況変化に応じた見直しを重ねながら、着実な事業実施を図っていきます。

「場の実情を踏まえた実行可能な計画運営を行うとともに、進捗確認と振り返りを継続」に着目し、職員・経営層自己評価結果を以下の通り、整理しました。

職員アンケートでは、「中・長期計画を踏まえた年度事業計画や組織目標の策定」について“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上が100%である一方、主任・主事60%、非常勤47%にとどまり、職位間で認識の差が見られました。また、「課題の明確化や計画策定に現場の意向を反映しているか」については、課長代理以上100%、主任・主事84%、非常勤20%となっています。経営層としては、東京都全体の中・長期計画や方針を踏まえ、年度ごとに事業計画や組織目標を策定するとともに、職員会議や日々の引継ぎを通じた意見交換・集約により、課題の把握や解決策の検討を行い、その内容を計画に反映してきました。

上記結果を踏まえたカテゴリー4の講評は以下の通りです。

社会的養育計画は昨年度に本庁で策定され、児童相談所についても今後数か所の新設が予定されていますが、定員超過の解消にはなお数年を要する見込みです。今回の職員アンケートにおいて、会計年度任用職員の「そう思う」の割合が低い背景には、清瀬移転に伴う将来不安が影響していると考えられます。常勤職員、会計年度任用職員ともに、多様な経歴を有する人材が増えており、こうした知見を活かしながら、保護所運営に主体的に参画できる仕組みづくりが求められています。

カテゴリー5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1		
一時保護所にとって必要な人材構成にしている		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)
評価項目 5-1-2		
職員の質の向上に取り組んでいる		
○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
○	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき策定された個人別の育成(研修)計画や、各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数ヶ月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりの能力と組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1		
職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを越えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる
評価項目 5-2-2		
職員のやる気向上に取り組んでいる		
○	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況(勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど)を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる

カテゴリー5の講評
令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー5の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。 令和6年度は、OJTやチューター制度、各種研修を活用し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の専門性向上と、組織的な人材育成に取り組めました。新人職員に対しては、同行訪問や面談等を通じて丁寧なフォローを行い、安心して業務に取り組めるよう支援してきました。一方で、相談件数の増加や業務量の多さを背景に、職員の負担が大きい状況も見られました。 令和7年度は、これまでの人材育成の取組を継続しつつ、業務の効率化やメンタルヘルス対策にも配慮し、職員が安心して働き続けられる職場環境づくりを進めることで、組織全体の対応力向上につなげていきます。
「職員が安心して働き続けられる職場環境づくりを進め」に着目し、職員・経営層自己評価結果を以下の通り、整理しました。 職員アンケートでは、「就業状況を把握し改善に取り組んでいる」との設問に対し、“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上80%、主任・主事52%、非常勤27%となり、職位による認識の差が見られました。また、「職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいるか」についても、課長代理以上80%に対し、主任・主事52%、非常勤20%にとどまっています。職員からは、定員超過の解消や児童数のひっ迫、設備環境の改善、職員増員、職務内容の見直しなど、多くの課題が挙げられました。経営層としては、超過勤務や休暇取得状況の把握、日常的なコミュニケーションや面談を通じて、疲労やストレスの確認、声掛けや相談対応を行い、職員の意欲や働きがいの向上に努めています。
上記結果を踏まえたカテゴリー5の講評は以下の通りです。 人材確保に関しては、児相センターを中心に福祉職の確保について様々な工夫が行われています。また、学習職の増員についても要望は出されていましたが、確保には至っていません。一方、令和7年度の採用状況としては、女子班で新卒3名・中途1名、男子班で新卒3名の採用が為されており、一定の人員確保が図られています。引き続き、現場のニーズを踏まえながら、多様な人材の確保と配置の在り方について検討を進めていく必要があります。

カテゴリー7 情報の保護・共有

サブカテゴリー1 情報の保護・共有に取り組んでいる

評価項目 7-1-1		
一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している
評価項目 7-1-2		
個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の活用目的を明示している。
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している。
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している。
○	4	個人情報の保護について職員（実習生やボランティアを含む）が理解し行動できるための取り組みを行っている。

カテゴリー7の講評

令和6年度事業報告と令和7年度事業計画のカテゴリー7の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

令和6年度は、情報セキュリティ基準や所内ルールに基づき、個人情報の適切な管理や文書発送時の複数確認を徹底するなど、情報管理体制の強化に取り組みました。また、相談部門と一時保護所との間で記録の相互閲覧や会議を通じた情報共有を行い、必要な情報が支援や意思決定に適切に活かされる体制づくりを進めてきました。

令和7年度は、情報管理を日常業務の一部として確実に定着させるとともに、確認体制の維持・見直しを継続し、安全かつ円滑な情報共有を通じて、支援の質および意思決定の質のさらなる向上を図っていきます。

「情報管理を日常業務の一部として確実に定着させるとともに、確認体制の維持・見直しを継続」に着目し、職員・経営層自己評価結果を以下の通り、整理しました。

職員アンケートでは、「収集した情報を必要な人が必要なときに活用できるよう整理・保管している」との設問に対し、“そう思う”と回答した割合は、課長代理以上が100%、主任・主事92%、非常勤60%となり、全体として高い評価が得られました。特段の意見は見られず、情報管理の仕組みが一定程度機能している様子がうかがえます。経営層としては、文書資料を必要に応じて職員が閲覧できるよう公務室に備え置くとともに、電子データについても共有フォルダ内で活用しやすさを意識して整理・保存する体制を整えています。こうした取組により、日常業務や支援、意思決定に必要な情報が円滑に活用できる環境づくりが進められています。

上記結果を踏まえたカテゴリー7の講評は以下の通りです。

子どもの権利擁護に対する意識を一層高めていく必要がありますが、現状では一時保護所の定員超過が大きな制約となっています。また、班体制での支援においては職員間の団結が不可欠であり、チームに十分に溶け込めない状況が続くと、心理的な負担やストレスの増大につながるおそれがあります。こうした職場環境は、支援の質にも影響を及ぼしかねません。さらに、児童養護施設や自立援助ホームについても空きがなく、措置先の確保が困難な状況が続いています。限られた環境の中であっても、職員の連携を強化し、子どもの最善の利益を念頭に置いた支援体制の維持・向上を図っていくことが求められています。

Ⅱ サービス提供のプロセス項目（カテゴリ－6-1～3、6-5～6）

サブカテゴリ－1 サービス情報の提供

評価項目 6-1-1

児童相談所（相談部門）に対して一時保護所の情報を提供している

○×欄	標準項目	
○	1	〈児相センターの保護所のみ役割〉効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況等を把握し、児童相談所（相談部門）に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所（相談部門）へ提供している

サブカテゴリ－1の講評

児童の理解に合わせた資料を使いわかりやすい説明に努めています。

一時保護所については、児童がわかりやすく理解できるよう配慮しています。東京都では、一時保護所での生活を児童や保護者に説明できるよう、「一時保護所のしおり」や「大切なあなたへ」などの資料を相談部門と共有し、相談時や保護開始時に活用しています。内容には、一時保護所の概要、相談窓口、児童の権利、一日の流れなどが記載されています。また、ひらがなで簡潔にまとめたものから、漢字にふりがなを付け詳しく説明したものまで三段階の資料が用意され、児童の理解力に応じて使い分けることで、より理解しやすい説明を行っています。

サブカテゴリ－2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している（生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いる など）
○	2	担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2	入所（一時保護）直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3	入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4	退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー2の講評

児童が安心して一時保護所で過ごせるよう職員が丁寧に支援しています。

入所にあたっては、担当児童福祉司と事前に情報共有を行い、児童の状況や背景を把握したうえで受け入れを行っています。入所当日は、児童が安心して生活を開始できるよう、職員が丁寧にに関わりながら、保護所での生活の流れや1日の過ごし方、基本的なルールについて説明しています。その際には、児童の年齢や理解度、緊張の程度に配慮し、わかりやすい言葉を用いて伝えることを心がけています。また、不安や疑問をその場で確認できるよう声かけを行い、児童が見通しをもって新しい環境に慣れていけるよう支援しています。

入所直後の不安に寄り添いながら児童の理解を深め統一した支援を行っています。

入所直後は、家庭や学校などこれまでの生活環境から急に離れることで、強い不安やストレスを抱える児童が多いことを踏まえ、安心感を大切にした支援を行っています。職員は児童の表情や言動の変化を丁寧に観察し、こまめな声かけや関係づくりを通して気持ちを受け止めるよう努めています。また、虐待ケースにおいて、福祉職によるアセスメント入力を開始し、日々の行動観察や心身の状態の記録とあわせ、児童理解を深めています。これにより職員間で情報を共有しやすくなり、観察力の向上と統一した支援の実践につなげています。

退所後の生活を見据え多職種で連携しながら児童の安心を支援しています。

一時保護中の支援がその後の生活に円滑につながるよう、担当福祉司や心理司との連携を大切にしています。入所前の生活状況や主訴、支援上の留意点について情報を共有するとともに、保護期間中の児童の様子や心身の変化について随時報告を行っています。退所後の生活を見据え、支援の方向性に一貫性をもたせることで、児童が混乱や不安を抱えにくい支援を心がけています。継続的に福祉司や心理司と協力しながら、児童の安心と生活の継続性に配慮した支援に取り組んでいます。

サブカテゴリー3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1

定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2

児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて、見直しの時期・手順等の基準・しくみを定めたうえで、必要に応じて見直ししている

評価項目 6-3-3

児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしくみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している

評価項目 6-3-4

児童の状況等に関する情報を職員間で共有している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している

サブカテゴリー3の講評

多角的なアセスメントで児童の理解にもとづき個々に応じた支援に努めています。

児童一人ひとりの状況や課題を把握するため、援助方針や保護歴、性格や行動傾向といった所見などが記載された児童票や、一時保護所アセスメントシート、心理面接シートなどを用いて取り組んでいます。入所前の生活状況や主訴、担当児童福祉司からの情報をもとに、心身の状態や生活上の困りごとを多角的に捉えるよう努めています。日々の関わりや行動観察を通して入所後1週間と4週間でアセスメントを行い、支援を見直しています。こうした取り組みにより、児童理解を深めるとともに、個々の状況に応じた支援方針の検討につなげています。

多職種で連携し児童の変化に応じた観察と支援を行っています。

行動観察の方針は、児童相談所の援助方針と児童本人の希望を確認し、それぞれを尊重して決定しています。観察は児童ごとの方針に基づいて実施し、定期的な見直しに加えて、心身の変化に応じて適宜更新しています。見直しの際には、児童福祉司の意見をはじめ、看護師による健康面の情報、心理職のアセスメント、学習指導担当からの学力・学習状況などを確認し、支援に反映しています。得られた情報は経過記録や一時保護行動観察票に記載し、毎日朝夕の申し送りで看護師・心理職・学習指導担当と共有しています。

児童の尊厳に配慮し一貫性ある記録と共有を目指しています。

児童に関する記録は、支援の振り返りや情報共有の基盤となる重要なものです。職員は、事実と主観を区別し、誰が読んでも状況が理解できるよう、具体的でわかりやすい記述を心がけています。また、表現や言葉遣いにも十分配慮し、児童の尊厳を損なわない記録となるよう努めています。さらに、日々の支援の中で得られた情報を職員間で確認・共有し、記録の一貫性を保つことで、支援の質の向上と統一した理解につなげています。

Ⅲサービスの実施項目(カテゴリー6-4)

サブカテゴリー4 サービスの実施

評価項目 6-4-1

個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所(相談部門)と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活(家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など)の開始に向けて、新生活(家庭、学校、友人など)のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている

評価項目 6-4-1の講評

保護目的に沿い、丁寧な支援を多角的に実施しています。

児童の支援方針を話し合い、児童本人の特性やその日の状態を踏まえた支援しています。例えば、落ち着きのない児童に対しては、その子に合わせた日課を丁寧に説明したり、必要に応じて日課の変更や場面転換を行ったりしています。また、経営層は支援において重要な点として、集団支援と個別支援をバランスよく行うよう職員に伝えています。さらに、児童の状況については、課長代理や担当職員が適宜、児童福祉司や児童心理司へ共有し、意見交換を行っています。

信頼関係構築に向け、ニーズに合わせた個別対応を行っています。

児童と職員の信頼関係の構築については、短期間の入所では関係が築きにくい現状を踏まえ、個別対応や面接、小集団での活動を通して関係づくりに努めています。児童に寄り添い、気持ちを受け止める受容的・支持的なかかわりや、前向きになれる会話を心がけています。また、児童が少しでも前向きになれるよう、対話の時間の持ち方にも工夫しています。さらに、福祉職員をはじめ専門職を含む全職員が児童のニーズに応じた個別対応を行い、その結果を共有し、支援に活かすよう取り組んでいます。

退所後の生活を見据えた支援を、関係機関と共に行なっています。

家庭復帰や児童養護施設など退所先に関わらず、退所後に日常生活を営めるよう、基本的生活習慣の定着を支援しています。また、行動観察から把握した特性については、適宜、児童福祉司へ共有しています。次の生活の場が施設や養育家庭である場合には、児童がイメージしやすいよう職員が丁寧に説明しています。さらに、退所後の生活を見据え、相談部門と連携して不安の軽減を図り、期待や意欲を高められるよう支援しています。そのためにも、相談部門と保護部門の連携強化を重要な取り組みとしています。

評価項目 6-4-2

児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている

評価項目 6-4-2の講評

児童相談所(相談部門)と連携し、家族との関係性構築を目指しています。

家族との関係構築に向けては、日々の観察で得られた児童の状況や意向を、経営層や担当職員が適宜、児童相談所の児童福祉司・児童心理司と共有し、意見交換を行っています。来所面接後や電話で課長代理や担当職員から情報を伝えるなど、相談部門が家族支援に取り組みやすいよう、一時保護所として中立性を保ちながら必要なサポートを行っています。また、児童の気持ちや状況をできるだけ早く福祉司に伝えるよう努めていますが、多忙により面接が難しい場合には児童の不安が大きくなるため、心のケアにも配慮しています。

評価項目 6-4-3		
児童の状況に応じて、個別・集団により指導している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2	問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぐよう、児童に注意を払っている
○	3	集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4	個別指導については、保護所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している
評価項目 6-4-3の講評		
個人情報保護に力を入れ、丁寧な説明で児童の理解を促しています。 児童同士が過度に干渉したり関係性が悪化したりしないよう、個人情報の保護に努めています。入所インテーク時には、名前や学校名、メールアドレス、来所理由、住所などの個人情報を互いに聞かない・話さないことを、理由とともに児童に分かりやすく説明しています。また、生活の中で個人情報に触れる場面があった際には、その都度丁寧に説明し、児童の安全と安心を守っています。さらに、児童の様子や状態を把握するため、一人ひとりを注意深く観察し、必要に応じて一歩引いて見る姿勢や、職員の動線・立ち位置を工夫しながら支援にあたっています。		
職員の理解や児童への説明のもと、集団指導に取り組んでいます。 集団指導における職員の関わり方は、一時保護所運営の手引きやハンドブックに基づいて行っています。集団指導のポイントはOJTを中心に、課長代理や先輩職員から職員へ伝えられています。児童には「この時間に○○をします」など、意図を分かりやすく説明し、全員が理解できるよう努めています。また、伝達の徹底と安全確保を重視しつつ、口うるさくならないよう配慮し、ゆるやかな枠組みの中で集団行動を促しています。さらに、集団の中で不安定になりやすい児童には、状況に応じて柔軟に対応しています。		
個別支援が必要な児童には、手厚く個別で関わっています。 集団では不安定になりやすい児童には個別支援を行っています。どのような支援が適切かについて職員間で協議し、その効果も共有しています。児童の気持ちを尊重しながら、必要に応じて支援方法を見直したり、集団支援へ切り替えたりしています。個別支援としては、職員と児童が1対1で話す時間を設けるほか、児童が記入する日記に職員が目を通し、コメントを書くなど個別指導も行っています。また、個別支援プログラムが必要な児童には、特性に応じたプログラムを策定し、相談部門と連携して職員間で共有した上で実施しています。		

評価項目 6-4-4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○ × 欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 6-4-4の講評

生活習慣の確立やコミュニケーション力の習得状況を把握しています。

退所後の生活で困らないよう、年齢相応の生活習慣や円滑に生活するための基本的なマナーを身につけられるよう支援しています。例えば、トイレのサンダルを揃えるといった基本的な行動のほか、社会に出た際に自分が嫌な思いをしないためのマナーを、日々の生活の中で丁寧に伝えていきます。また、コミュニケーション能力が低い児童ややり取りが苦手な児童も多いため、状況に応じたコミュニケーションが取れるよう支援しています。生活習慣の定着状況やコミュニケーション力の習得状況については、職員間で共有し、支援に活かしています。

行事や運動、外出を通じて協調性等を養っています。

学習や運動、行事、個別会食、少人数外出などを通して、児童の心身の成長を促し、達成感や協調性、忍耐力を育てています。男子はドッジボールやバスケットボール、ポッチャ、筋トレなどに取り組み、女子はズンバなどのダンスを楽しんでいます。外部講師による音楽活動も実施し、楽器演奏を楽しむ機会を設けています。参加を嫌がる児童には「みんなでやってみよう」と声をかけ、無理のない範囲で参加を促しています。職員は、どのように集団で活動できるかを常に考えながら児童に関わっています。

児童と個別に話す機会を設け、自立への取り組みをアドバイスしています。

児童の自立に向けては、自分で行動できるようコミュニケーションスキルや基本的な生活習慣、ソーシャルスキルの向上を図り、フォローアップの中でアルバイトの相談や施設へスムーズに入所できるようアドバイスをしています。児童の状況に応じ、担当職員を中心に多職種が連携して支援を行っています。中卒児については、どのように自立へ進んでいくかを児童福祉司と連携しながら個別に話し合う機会を設け、必要な体験が得られるよう取り組んでいます。定員過剰の状況下でも、児童一人ひとりに応じた自立支援を継続しています。

評価項目 6-4-5

児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備は児童も参加して行っている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所での生活ルールは児童の意見を参考に見直しを行っている

評価項目 6-4-5 の講評

安心して過ごせるよう日課や部屋割り、席の配置などを工夫しています。

一時保護所での生活が充実するよう、児童の状況に応じて日々の日課を工夫しています。「保護所の標準日課」として、7時起床から21時30分就寝(小学生は20時)まで規則正しい生活リズムを整えています。余暇時間には、部屋でテレビを観る児童や一人で過ごしたい児童の時間を保障しています。定員過剰や建物構造上の課題がある中でも、個室を確保したり、一人で学習できる環境を整えています。また、児童間のトラブルを防ぐため、必要に応じて食堂の席替えや個室・4人部屋などの部屋割りを調整しています。

日常生活の中で充実感や達成感、集中力を育んでいます。

日常生活は男女別々の部屋で過ごし、児童の状況や意向、年齢、特性、入所期間に応じて個別支援や活動内容の調整を行っています。自主性を育むため、掃除や食事の準備、洗濯物たたみなどの手伝いを通して達成感や充実感が得られるよう取り組んでいます。また、集中力を養うため、児童の実力に合っためり絵などの素材を用意し、20分間の自由時間に丁寧に組み立てる活動を提供しています。さらに、体育館での遊びでは、集中力の欠如が事故につながることを踏まえ、注意しながら安全に配慮して支援しています。

非日常を味わえるよう、行事やイベントは計画に基づいて実施しています。

年間行事計画に基づき、男子・女子に分けたイベントとして、夕涼み会、夏祭り、クリスマス会のほか、ワークショップや年2回の外出、少人数での外出を実施しています。ワークショップではしおり作りやお菓子作りを行い、男女別の外出では大型バスを貸し切って出かけています。少人数外出ではボウリングなどを楽しんでいます。また、行事の際には児童もポスターや装飾物の作成に参加し、職員と一緒に準備や当日の手伝いを行っています。行事やイベントに参加できた児童は、日常とは異なる体験を味わうことができています。

評価項目 6-4-6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないように対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6-4-6 の講評

子どもアンケートやリクエストメニューで食事に変化をつけています。

献立は児童相談センターで作成していますが、毎月の給食連絡会でセンター栄養士に児童の様子や食べ具合を報告し、子どもアンケートの内容も共有しています。また、月1回のリクエストメニューでは児童の希望を聞き取り、丼物の場合はカツ丼か親子丼を選んでもらうなど、児童の声を反映しつつ、最終的には希望の多い料理を提供しています。さらに、七草がゆなど季節の献立も取り入れ、その由来を伝える機会としています。美味しい食事づくりを目指して取り組んでいますが、児童数の増加により、食事提供の負担が大きくなっている現状もあります。

細心の注意を払い、アレルギー対応に取り組んでいます。

アレルギー対応が必要な児童については、インテーク表で把握しています。食事提供時には専用トレーや食札を使用し、テーブルやボードにも禁忌食材を明記するなど、複数の職員で何重にも確認しています。調理員とも入念に情報を共有し、給食業者との給食業務連絡会でもアレルギー対応に関する情報交換を行っています。食事は除去食で対応しており、常にアレルギー対応児が在籍しているため、細心の注意を払って取り組んでいます。常勤・非常勤を問わず、全職員がアレルギー対応の重要性を十分に認識し、統一した対応を徹底しています。

食事時間は黙食で、静かに食事をしています。

食事時間は黙食としており、女子の食事室では前向きの個別机を使用しています。男子についても、コロナ以降も黙食を継続しています。男子、女子ともに音楽を流しながら食事をしています。食事時間は最長30分確保で、おかわりにもできるだけ対応しています。利用者アンケートの「【問1】食事時間は楽しみですか?」については、「はい」56%、「どちらともいえない」33%、「いいえ」11%という結果であり、児童の食事に対する思いを読み取ることができます。

評価項目 6-4-7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	入所もない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようチェック体制の強化のしくみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときは、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 6-4-7 の講評

看護師が中心となり、健康状態の把握や相談を行っています。

入所時のインテークの際、看護師が児童から健康状態などを聞き取り、その結果を職員間で共有しています。また、入所後、約1週間以内に非常勤医師が児童の診察を行っています。乾燥肌、アトピー性皮膚炎、てんかん発作などのある児童がいます。さらに、看護師は、児童の生活の場に入り、児童から健康面の相談事に応じています。相談内容に関して、看護師から児童にわかりやすく説明するとともに、必要に応じて医療機関の受診につなぐこともあります。児童の健康面の対応は職員間で共有するほか、担当の児童福祉司にも情報提供しています。

職員の高い認識と多重チェックにより誤薬防止体制を整えています。

服薬する児童が多い中、誤薬を防ぐため服薬管理に力を注いでいます。看護師が中心となって薬を管理し、夜間や配薬時には複数の福祉職員で確認を行い、事故防止に細心の注意を払っています。「服薬一覧表」の活用や、「保護日誌」の健康状態欄にある「服薬」「診察・通院」への記入を通して、服薬状況を確実に把握しています。また、薬に関するヒヤリハットが発生した場合は、書類に記録するとともに職員間で共有し、再発防止につなげています。全職員が服薬管理の重要性を認識しており、職員アンケートでも高い認知度が示されています。

医師を始めとして、健康管理や衛生管理を丁寧に行っています。

児童の健康管理として、月1回、歯科衛生士による歯磨き指導を実施しています。児童ごとに口腔内の状態を記録した個別用紙があり、虫歯の有無などが一目で分かるようになっています。歯科衛生士は丁寧な歯磨き指導に加え、口腔内の健康相談にも応じています。また、健康面の把握のため、週1回、非常勤医師が診察に訪れ、児童の健康状態や相談事に対応しています。さらに、職員による衛生面の支援として、週1回の爪切りを習慣化し、退所後も困らないよう正しい爪の切り方を教えています。

評価項目 6-4-8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・機関と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 6-4-8 の講評

児童の心の不安や要望を相談できる窓口があります。

児童が願いや不安を打ち明けられるよう、職員は日々の様子を見ながら声をかけています。言いにくいことは日記や子どもアンケートへの記入を促し、毎月のアンケートでは「読みたい漫画」「聴きたいCD」「やってほしい学習」「自由意見」など、思いを表現できる項目を設けています。また、児童福祉司や児童心理司との面接を通じて相談の機会を確保していますが、内容によってはすぐに対応が難しい場合もあります。さらに、第三者委員と話せる機会も設け、多様な相談窓口を整えることで、児童が安心して気持ちを伝えられる環境づくりに努めています。

心理教育を行い、児童が一人で悩まない体制づくりを目指しています。

児童が過去のトラウマや不安に気づき、適切に向き合えるよう、週1回の心理教育を実施しています。保護所の心理職員による傾聴などの心理ケアに加え、心理指導担当課長代理を中心に児童相談所の児童心理司と情報共有・連携を行っています。児童心理司は田中ビネーやWISCなどの知能検査を実施し、児童精神科医も発達面・精神面の診断に関わっています。また、「心理ケア報告書」を作成し職員間で共有することで、児童が一人で悩みを抱え込まないよう、個々に合った支援体制を整えています。

行動上の問題については状態に合わせて丁寧に対応しています。

児童の行動上の問題には、その都度、状態に合わせて対応しています。まず問題点を抽出し、明確にしたうえで、解決に向けた支援を行っています。例えば、物忘れが多い児童には面接を行い、相談部門と連携しながら適切な対応方法を検討しています。また、個別面接を通して児童が自分の課題に向き合えるよう支援し、児童の意向を踏まえた支援内容の確認も丁寧に行っています。保護児童の増加や支援が難しい児童が多い現状の中でも、職員は関係機関と連携しながら、課題を抱える児童を支援しています。

評価項目 6-4-9		
学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
○	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
○	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている
評価項目 6-4-9 の講評		
入所時の学力把握と理解度に応じた個別学習支援を実施しています。 児童の学習状況を把握するために進捗調査を行い、個々のレベルに合わせたドリルや教材を用いて学習支援を行っています。学習は集団学習・個人学習・自主学習の形式で実施され、受験勉強や資格取得への支援、希望者への家庭教師の配置など、多様なニーズに応じた取り組みも行っています。タブレット学習も導入しており、児童の学力に応じた勉強を可能としています。また、学習室の確保が難しく、生活と学習の切り替えが十分にできずに苦勞する児童もみられています。		
児童の声を踏まえ学習支援の質向上と丁寧なフォローに努めています。 子どもへのアンケート調査では、「わからないところを先生に聞けてとても良いです」「先生がわかりやすく教えてくれて助かっています」など、教科の得意・不得意に関わらず前向きな声が多く寄せられています。一方で、「自主学習ばかりで覚えられない気がする」という意見もあり、児童数の増加による影響がみられる状況です。自主学習を好む児童もいますが、学習内容の習得には限界があるため、個々の進捗把握を行いながら学力の底上げを図り、学年相応の力が身につくよう丁寧にフォローしています。		
興味を引き出す学習支援など、子どもたちが意欲的に取り組めるよう工夫をしています。 学習担当職員が中心となり、理科の実験や国語の朗読など、子どもが興味を持って取り組める工夫を凝らした授業や個別支援を行っています。また、外部講師による音楽や体育の活動も取り入れ、楽しみながら学べる機会を広げています。学習終了後には、講師が学習日誌に授業内容や申し送り事項を記入し、職員間で共有する体制も整っています。一方で、現在の学習担当は教職員経験者の非常勤職員が中心であり、学習の進め方や全体方針を統括できる常勤職員の配置が求められている状況です。		

評価項目 6-4-10		
地域との連携のもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている		
○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している
評価項目 6-4-10 の講評		
地域資源を活用し子どもの活動機会を広げ生活の充実を図っています。 地域の社会資源の情報収集に努め、図書館や体育館、市民センターなどを活用しながら、文化・スポーツ活動の機会を広げ、児童の生活の充実を図っています。今年度からは看護学校の体育館も利用し、男子のみではありますが、運動時間をより確保できるようになりました。子どもへのアンケートでも、体を動かすのが楽しいという声が多く、運動が楽しみやストレス解消につながっている様子がうかがえます。また、就職を考える児童とハローワークで資料を確認したり、希望に応じて外食の機会を設けたりと、社会とのつながりを広げる取り組みも行っています。		
多様な大人との交流を通じて子どもの社会性と経験を広げています。 ボランティア要綱に基づき、学習ボランティアの受け入れを行っています。積極的な募集はしていませんが、希望や必要性に応じて随時受け入れ、守秘義務などを含む誓約書を取り交わしたうえで活動してもらっています。また、警察による「ネットリテラシー」や「危険ドラッグ」に係る出前講座や、大阪万博パビリオンオンライン遠足への参加など、外部の方と交流できる機会も設けています。こうした多様な人との関わりは、子どもたちにとって社会的マナーやコミュニケーション力を育む貴重な経験となり、新たな社会性を身につける機会につながっています。		

サブカテゴリー5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1		
サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観を含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の子ども間の暴力・いじめ等が行われることがないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全の確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている
評価項目 6-5-2		
児童のプライバシー保護を徹底している		
○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部とやり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー5 の講評

児童の思いを大切にし、人権を尊重した支援に努めています。

児童一人ひとりの基本的人権を尊重した支援を行うため、日常生活の中でわかりやすい説明を心がけています。入所時や生活の節目には、自分の意見や気持ちを大切にしていよこと、安心して生活する権利があることなどを、年齢や理解度に応じた言葉で伝えています。また、日々の関わりの中でも、職員が児童の思いを丁寧に受け止める姿勢を示すことで、人権意識が自然に育まれるよう努めています。こうした取り組みを通して、児童が自分自身を大切な存在として感じられ、安心して過ごせる環境づくりを目指しています。

二次的被害を防ぐ適切な面接技法を研修で学び、児童の尊厳を守る支援を進めています。

虐待被害を受けた児童への対応では、二次的被害を防ぐことを重要な視点としています。職員は、必要以上に過去の出来事を聞き取らないよう配慮し、児童の心身への負担を最小限にする関わりを心がけています。被害確認面接では、誘導的な質問や職員の価値観を押し付ける対応を避けることを基本とし、適切な面接技法を身につけるための研修も実施しています。こうした学びと実践を積み重ねることで、児童の尊厳を守りながら、安全で安心できる支援につなげています。

児童の個性と尊厳を守り安心して過ごせる環境づくりに努めています。

児童のプライバシーを守ることは、安心して生活できる環境を整えるうえで重要です。居室への出入りや日常的な支援場面では、羞恥心や個人的な領域に十分配慮し、児童が不安を抱えないよう丁寧な対応を行っています。また、性のあり方や価値観の多様性を尊重し、LGBTQの児童も安心して過ごせる環境づくりに努めています。職員間で理解を深める研修や意識づけを行い、不用意な言動が児童を傷つけることのないよう注意を払っています。こうした取り組みを通して、誰もが尊重され、自分らしく過ごせる支援の実践を目指しています。

サブカテゴリー6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2	職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3	提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目	
○	1	打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2	職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3	職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4	職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5	職員全員が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上をめざして、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しに当たり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる

サブカテゴリー6 の講評

支援の質を一定に保てるよう、業務手順の共有と改善を重ね支援の質の向上に努めています。

一時保護所における支援の質を一定水準で保つため、業務マニュアルや手順書が整備されています。入所対応や日常支援、緊急時対応などについて職員間で共通理解が得られるよう、内容の確認や見直しを行い、必要な場面で活用できる体制づくりに努めています。マニュアルは、経験の有無にかかわらず支援の指針となるものであり、判断に迷った際の拠り所として重要な役割を果たしています。継続的に現場の実態や職員の意見を踏まえながら、より実践的で使いやすい内容となるよう改善を重ね、安定した支援の提供につなげています。

計画的な研修と育成を通して、専門性と支援力を高めています。

職員一人ひとりの支援力向上を図るため、計画的な研修や育成の取り組みを進めています。外部研修や所内研修を通して、児童理解、行動観察、権利擁護、虐待対応など、専門性の向上に必要な知識や視点を学ぶ機会を設けています。また、研修参加後には内容を共有し、学びを職員全体で活用できるよう努めています。さらに、日常の支援場面では、先輩職員や指導的立場の職員が助言や振り返りを行い、経験年数に応じた育成を意識しています。こうした取り組みにより、職員が安心して判断・対応できる体制を整え、支援の質の向上につなげています。

児童の声を大切にし、思いに寄り添える支援体制の工夫と改善を進めています。

児童一人ひとりの思いや気持ちを丁寧に受け止めることの重要性について、職員の共通認識は高まっています。日常的な声かけや関係づくりを通して、児童が安心して話せる雰囲気づくりを心がけ、些細な変化にも目を向ける姿勢を大切にしています。一方で、入所児童数が多い状況では、十分な個別対応の時間を確保することが難しく、理想と現実の間で葛藤を抱える場面もあります。限られた人員の中でも児童の声を大切にできるよう、業務の工夫や役割分担の見直しを進め、より良い支援体制の構築に取り組んでいます。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	6-4-4	児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている
タイトル①	次の生活に馴染み少しでも自信をもって進めるよう、職員があたたく支えています。	
内容①	一時保護中の生活が、その後の家庭復帰や施設・里親家庭等での生活に円滑につながるよう、次の生活を見据えた支援を行っています。学習面においては、児童の学年や理解度に応じた学習機会を設け、学習習慣の維持や基礎的な学力の定着を図っています。また、日常生活の中では、あいさつや言葉遣い、時間を意識した行動など、基本的な生活マナーについても丁寧に伝えていきます。無理に押し付けるのではなく、日々の関わりの中で繰り返し確認しながら、児童が自信をもって次の生活に移行できるよう支援しています。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	7-1-1	一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる
タイトル②	書類の電子化により業務効率を上げ、児童との関わりを大切にできる体制を整えています。	
内容②	職員の業務負担軽減と支援の質の向上を目的として、書類の電子化をはじめとした業務の効率化に取り組んでいます。これまで紙媒体で行っていた記録などは、電子化を進めることで、記入や確認にかかる時間の短縮や情報共有の円滑化を図っています。また、必要な情報を迅速に確認できるようになり、申し送りの効率化にもつながっています。業務の効率化によって生まれた時間を、児童との関わりや個別支援に充てられるよう意識し、職員の負担軽減と支援の充実の両立を目指しています。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	6-4-8	児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている
タイトル③	専門的視点を活かし心理的サポート体制の充実を強化しています。	
内容③	児童の心のケアをより充実させるため、心理指導担当課長代理を配置し、心理的サポート体制の強化を図っています。専門的な視点から、児童の不安や緊張、心身の反応を捉え、支援方針に活かしています。また、心理的配慮が必要な場合は、関係職員と情報共有を行い、日常支援の中で統一した関わりができるよう調整しています。職員が子どもへの対応に迷った際にも相談できる体制が整ったことで、支援の質の向上や職員の安心感にもつながっています。今後も専門性を活かした連携を通じて、子どもが安心して生活できる環境づくりに取り組んでいきます。	

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	安心・安全な生活を第一に、定められた環境の中で落ち着いて過ごしています。
	内容	安心・安全に生活できる環境のもと、献立に配慮した食事の提供や、体型に合わせた今風の柄の衣類から児童が好みものを選べるようにしています。個室は少ないながらも、居室や食堂には寮生活のような温かな雰囲気があり、落ち着いて過ごせる空間となっています。心が不安定な児童も多いため、心理授業でのアンガーマネジメントや会話スキルの向上に取り組んでいます。職員は見守りを大切にしながら観察眼を高め、児童の想いを丁寧にくみ取るよう努めています。生活の中で児童が落ち着いた表情を見せる場面が増えていることは、大きな成果といえます。
2	タイトル	「楽しみ」を通して、児童の心身の安定を支援しています。
	内容	一時保護所での生活は、環境の変化や制限が多く、児童にとって心身の負担が大きいことを踏まえ、「楽しみ」を感じられる機会を大切にしています。日々の運動や創作活動、季節行事、バスハイクなどの非日常体験を取り入れ、気持ちの切り替えや安心感につながるよう工夫しています。また、職員が児童と一緒に活動へ参加することで笑顔や会話が生まれ、信頼関係の構築にもつながっています。限られた生活環境の中でも、児童が「ここで過ごしてよかった」と感じられる時間を持てるよう、心の安定や自己肯定感の回復を意識した支援に取り組んでいます。
3	タイトル	現施設の老朽化対策として清瀬建替促進施設を活用します。
	内容	現施設の老朽化に伴い、改築のために立川市に建設している仮設施設が昨今の建設業界を取巻く環境のために遅延しているため、令和8年4月から仮設施設完成まで、清瀬市に所在する建替促進施設を使用することとなりました。定員超過が続く厳しい状況ではありますが、移転後は個室中心の環境となり、児童が過ごすスペースが拡充されるため、児童一人ひとりに応じた個別支援の充実が期待されます。今後は、人員確保や職員間の連携強化を図りながら、安定した運営体制の構築を進めていきます。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	定員超過、建物の不便さなどがある中で、児童支援充実の継続に期待します。
	内容	職員の多くは「児童数が定員超過の状態であること」「設備環境の老朽化」などを課題として挙げています。実際に児童数は多く、建物も古い状況にありますが、今後は移転など新たな取り組みが進む予定です。未来への期待を持ちながらも、現在の児童への支援に力を尽くしている点に目を向け、職員同士が支援力の向上を目指す姿勢を大切にしてほしいと考えています。どれほど整った環境であっても、そこで支援を行う職員が心豊かで使命感を持っていなければ温かさは生まれません。現状で実践されている温かな支援が今後も続いていくことを期待しています。
2	タイトル	児童の受け止め方に配慮し、より丁寧な伝え方の工夫が求められます。
	内容	プライバシー保護を意識するあまり、児童が自由を制限されていると感じてしまう場面があります。明確な「私語禁止」のルールはありませんが、生活場面や集団活動によっては私語が制限されていると受け止められることがあります。職員は安全確保や秩序維持のために声かけを行っていますが、その意図が十分に伝わらず、児童が自由に話せないと感じる可能性もあります。今後は、必要な配慮の理由や話してよい場面について児童と職員が共通認識を持ち、安心して気持ちを表現できる環境づくりや支援が求められます。
3	タイトル	会計年度任用職員の専門性を活かした運営参画の仕組みづくりが求められます。
	内容	会計年度任用職員については、豊富な実務経験や専門性を有する人材が多く配置されており、日常の支援や業務運営において重要な役割を担っています。一方で、任用形態の特性や業務の多忙さから、保護所運営への参画機会が限られ、職員アンケートにおいても認識の差が見られました。今後は、役割や期待をより明確にするとともに、意見交換の場や運営への参画の仕組みを整えることで、会計年度任用職員の知見を組織全体で活かし、支援の質と職員のやりがい向上につなげていくことが課題となっています。